

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>環境農林水産部 流通対策室</p>	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 619 1510 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 619 822 699">人数</th> <th data-bbox="822 619 1104 699">延べ件数</th> <th data-bbox="1104 619 1510 699">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 699 822 779">1名</td> <td data-bbox="822 699 1104 779">2件</td> <td data-bbox="1104 699 1510 779">平成29年6月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	2件	平成29年6月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>検出事項（2件）については、平成30年6月27日に総務サービス課長あてに時間外勤務のデータ登録を依頼するとともに、データ登録完了後の7月19日に時間外勤務手当の追給を依頼し、8月17日に追給を行った。</p> <p>事務局監査後、直接監督責任者に対して、時間外勤務実績を速やかに登録するよう指導するとともに、申請・承認漏れがないか毎月末に再度確認するように周知している。</p> <p>今後、室内職員に対し、毎月の時間外勤務承認時期の都度、注意喚起メールを送信し、時間外勤務実績の登録及び承認漏れを防いでいく。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	2件	平成29年6月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同月28日まで）